

佐賀県合同輸血療法委員会 要綱

(目 的)

第1条 本会は、県内の輸血療法委員会を設置する医療機関相互の情報交換及び研修等を実施することにより、適正かつ安全な輸血療法の向上を目指すものとする。

(名 称)

第2条 本会は、「佐賀県合同輸血療法委員会」（以下「合同輸血療法委員会」という。）と称する。

(構 成)

第3条 本会は、次に掲げる機関を代表する者によって構成する。

- (1) 輸血療法委員会を設置する県内医療機関
- (2) 佐賀県医師会
- (3) 佐賀県歯科医師会
- (4) 佐賀県病院薬剤師会
- (5) 佐賀県看護協会
- (6) 佐賀県臨床検査技師会
- (7) 佐賀県健康福祉部薬務課
- (8) 佐賀県赤十字血液センター
- (9) その他必要と認められる者

(世話人会)

第4条 本会の円滑な運行を図るために世話人会を設置する。

- (1) 世話人は、第3条に定める構成者のうち別表1に掲げる者とする
- (2) 世話人会は、代表世話人、世話人及び顧問によって構成する
- (3) 代表世話人は、世話人の互選により定め、世話人会を代表し、必要に応じ世話人会を招集する
- (4) 顧問は、世話人会の運営に必要な助言を得るため、世話人の推薦により定める
- (5) 議長は、代表世話人が努めるものとし、代表世話人が欠席の場合は出席者の互選により決定する
- (6) 世話人会は、必要の都度開催する

(事 業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 合同輸血療法委員会の開催
- (2) 研修会、その他の事業の実施
- (3) 上記(1)及び(2)を実施するための世話人会の開催
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(運 営)

第6条 本会の運営は、世話人会により決定する。

(合同輸血療法委員会の開催)

第7条 合同輸血療法委員会は、次により開催する。

- (1) 合同輸血療法委員会は、年1回以上開催する。
- (2) 合同輸血療法委員会は、代表世話人が招集し、代表世話人がその会議の議長となる。
- (3) 代表世話人は、第3条に定める構成者のほか、意見等を聞くために必要があると認められる者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、佐賀県赤十字血液センターに事務局を置く。

(その他)

第9条 本要綱に定めるものの変更等については、世話人会において協議し定める。

第10条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は世話人会において協議し、別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成23年 1月22日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成24年 1月21日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成28年 5月23日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成30年 5月21日から施行する。

別表 1

佐賀大学医学部附属病院
地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館
独立行政法人国立病院機構 嬉野医療センター
済生会唐津病院
医療法人静便堂 白石共立病院
唐津赤十字病院
医療法人社団如水会 今村病院
独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院
佐賀市立佐賀大和温泉病院
伊万里有田共立病院
独立行政法人国立病院機構 佐賀病院
佐賀県医師会
佐賀県歯科医師会
佐賀県病院薬剤師会
佐賀県看護協会
佐賀県臨床検査技師会
佐賀県健康福祉部薬務課
佐賀県赤十字血液センター